

中学校区	日時	テーマ	参加人数	(内 地域住民)	地域ケアシステム 検討委員会委員	決定事項
精道地区	12月3日(水)	精道地区の福祉課題の共有	22人	5人	針山・村岡・寺田 (傍聴:大永・信川)	各機関において精道地区特有の福祉課題を検討する

参加者アンケートまとめ

中学校区	参加者総数 (内地域住民)	回答数	回答率	回答者内訳		来てよかった	何とも言えない	あまり収穫がなかった
				住民	行政・専門職			
精道地区	22(5)	11	50%	3	8	5	6	0

回答者 (回答数)	上記の評価をどのようなところで感じましたか?	本日の会議で得られたものはありましたか?	本日の会議で取り組むべき課題はありましたか?	その他、ご意見・ご感想
住民 (3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門職の方の意見、考えを聞いたこと</li> <li>行政の一線の方の意見が聞いたこと</li> <li>「今、私にとっての福祉課題」では、市関係は言えないとのことで地域住民の意見のみとなったが、市関係は意見を言えないのでしょうか?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これからだと思ふ</li> <li>共通の課題に向けての解決策へ届かないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報、居場所づくりなど</li> <li>地域の啓発(心を広げるように)を粘り強く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域での実践の具体的なあり方について及ぼして欲しかった</li> </ul>
行政・専門職 (8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の声を聞くことが出来た</li> <li>自治会、医師会と協議が出来たこと</li> <li>情報開示の話と課題を探す作業が前年度と同じである</li> <li>地域住民の方々との会議の在り方について共通認識が出来ていないように感じる</li> <li>全体の「もどかしさ」はよく判るが、「What's next?」に繋がらない会議だったため。問題の洗い出し方に工夫がいるように思う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の思いを「行動」「地域に見える形」で進めていくことが必要だと感じた</li> <li>自治会長、医師の生の声が聞けた</li> <li>精道(地域)の特徴を考える機会となった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政としての考え方。どう住民に対し協力していくか</li> <li>まず、地域の実情を整理する必要があると思った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループワークで一人の方の主張に引っ張られた</li> <li>以前より、固さがなくなり、良かったです</li> </ul>

## 精道中学校区における福祉課題（事務局まとめ）

平成26年12月 精道中学校区福祉ネットワーク会議事務局・芦屋市社会福祉協議会作成

平成26年12月3日に開催された精道中学校区福祉ネットワークで挙げられた意見をもとに、事務局の解釈を加えて「精道中学校区における福祉課題」として以下のようにまとめた。このまとめは類推や仮設の域を出ないものであり、今後、会議内で裏付けるデータやエピソードをもとに洗練させていくべきものである。

課題（テーマ）	具体的内容	エリア性	活動領域	備考
①インフォーマル支援者間のネットワーク構築	民生児童委員や福祉推進委員、自治会など地域の福祉活動の担い手間の連携・協働が進まない	小地域 (小学校区)	住民	これまでの小地域福祉ブロック会議（旧：小地域ブロック連絡会）において度々問題提起されている
②マンション内の要援護者の早期発見	オートロックマンションの増加等により生活実態がつかみにくく要援護者の発見が遅れがちである	小地域 (小学校区)	住民	
③地域福祉活動の拠点	サロンや居場所づくりのために使える社会資源（集会所や公民館等）が少なく活動が活性化しない	小地域 (小学校区)	住民	
④地域での見まもり	認知症の人をはじめ、さりがない見まもりや声かけ等が必要であるが、その必要性が地域に浸透していかない	小地域 (小学校区)	住民	
⑤転入してきた人とのかかわり	転居等により新たに地域で暮らすようになった人との接点がなくかかわる機会が少ない	小地域 (小学校区)	住民	
⑥個人情報取り扱いに関する取り決め	災害時要援護者台帳の取り扱いをはじめ個人情報に関する規制があるため効率的に地域の要援護者を把握できない	全市域	住民・行政	市内の他地域や領域からも問題提起されている
⑦支援困難事例解決のためのしくみづくり	かかわった専門機関で有効な問題解決方策が得られないため問題が解決できない	中学校区	行政・ 専門機関	
⑧在宅看取りのための地域支援体制づくり	「在宅での看取り（在宅ターミナルケア）」を進めていくために必要とされる医療等の社会資源・サービスが不足している	全市域	専門機関	

※ 『エリア性』とは、課題解決のために主たるエリア（範囲）を便宜的に「小地域（最大で小学校区）」、「中学校区」、「全市域」で分類したもの。

※ 『活動領域』とは、課題解決のための主たる領域を便宜的に「主として住民分野」、「主に専門機関分野」、「主に行政分野」で分類したもの。